



令和
7年度

前橋市

買い物利便性向上支援事業補助金

市街化調整区域、大胡・宮城・粕川・富士見の各地区で小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む店舗を1年以上営業する事業者を対象に、事業継続や事業承継のための店舗改修費や備品購入に係る経費の一部を支援します。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

※ 令和8年3月31日までに工事等が終了し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・対象区域内で1年以上（事業承継型の場合は5年以上）、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業の店舗等を営業する事業者（※業種は事前にお問い合わせください）
- ・週4日以上かつ1日あたり2時間以上営業をしていること
- ・補助対象事業が着手する前であること
- ・風営法関連業種でないこと

前橋版電子地域通貨 めぶく Pay の加盟店となることが条件です。

加盟申込みは
こちらから▶



対象経費

- ・改修工事にかかる費用（内装、外装、空調、電気、給排水設備工事等）
- ・備品購入にかかる費用（耐用年数1年以上で単価10万円を超えるもの）

※対象経費は税抜額での計算となります。 ※いずれも市内業者への発注が原則です。

※デジタル導入にかかる備品購入費（パソコン、プリンター、レジスター等）については、5万円が上限額となります。

対象区域

市街化調整区域、大胡・宮城・粕川・富士見の各地区



補助率・補助上限額

区分	補助率	補助上限額
一般型 改修工事費・備品購入費 (例) 床や壁の張替工事、エアコン改修など	1/2 (小規模事業者2/3)	10万円
事業承継型 店舗等の事業承継（代表者変更）を契機に 承継計画に基づき、実施する事業 ※承継計画は最長3年間に渡り策定可能です。	1/2 (小規模事業者2/3)	50万円

※本補助金における小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に定められた小規模事業者を指し、概ね常時使用する従業員数が5人以下の事業者をいう。



027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係



補助金交付までの流れ

様式ダウンロードは
こちらから



申し込み

工事内容等が本補助金に合致するか、にぎわい商業課までご確認ください。

交付申請

右記の書類をにぎわい商業課に提出してください。

交付決定

事業実施

補助事業に着手し、工事完了後には、にぎわい商業課へ速やかにご連絡ください。

実績報告書などの書類を作成してください。

実績報告

実績報告書等をにぎわい商業課に提出してください。

現地確認

交付確定

補助金支払い

補助金は、交付確定後2～3週間程度で口座に振り込みとなります。

前橋市HPからダウンロード

☐ 交付申請書兼同意書

ご自身で用意するもの

- ☐ 計画図面 ☐ 対象経費の見積書 ☐ 現在の物件写真
- ☐ 営業していることが分かる資料（確定申告書、決算書など）
- ☐ 【市外在住者のみ】登記簿謄本（法人）／身分証明書（個人）
- ☐ めぶくPay加盟店登録状況が分かる資料

前橋市HPからダウンロード

☐ 実績報告書

ご自身で用意するもの

- ☐ 事業後写真（施工・設置箇所の確認）
- ☐ 領収書の写し又は振込明細書等

事業承継型について

事業承継（代表者の変更）を契機に、新たに実施する事業を支援します。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ▶ 前橋商工会議所、前橋東部商工会又は富士見商工会のサポートを受け策定した承継計画（最長3年間）に基づき実施する事業が対象です。
- ▶ 最大50万円の補助金を3年間に分けて、年度ごとに受け取ることも可能です。



027-210-2188 (直通)



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係